



人と住まいを、  
笑顔でつなぐ。

# 名南東支部だより

VOL102  
2024/7



## 名南東支部 令和6年度 通常総会開催



新役員のみなさん



退任役員表彰状贈呈

令和6年度支部通常総会が4月25日、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において、開催され、当日は90名の出席がありました。

今年度も、愛知宅建本部の伊藤 亘会長にご出席を賜り挨拶をいただき、村井 欣宏支部長より本部報告を詳しく行っていただきました。

議長に齊田 睦馬副支部長を選出し、諸役指名が行われたのち、議事に入りました。第1号議案（事業報告承認の件）、第2号議案（決算報告承認の件）、第3号議案（役員選任承認の件）まで、全て原案通り承認可決されました事につきまして、役員一同深く感謝いたしております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。また、報告事項として、事業計画、収支予算、支部規則一部改正報告の件がありました。

本年度は役員改選の時期であり、新役員の紹介もあり、退任役員を代表して近藤 英二氏に表彰状と記念品を贈呈いたしました。

通常総会終了後、岡本 大忍顧問の乾杯の音頭で懇談会が始まりました。今年も「抽選会」を中心に盛り上がり、盛況のうちに開催されました。



令和5年度新規入会者・転入会員 紹介



懇談会



## 住宅宿泊管理業に係る 登録実務講習制度について 教えてください。

# Q&A

令和5年7月19日、「国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年国土交通省令第57号）が公布・施行され、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号。以下、国規則）が改正され、住宅宿泊管理業の登録要件として、新たに登録実務講習制度が創設されました。

住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下、法）第2条第4項。以下、民泊）は、空き家の有効活用、宿泊施設が不足している地域における観光需要の創出など、地域課題の解決や地方創生への効果が期待されているところです。地方においては、民泊物件を管理する住宅宿泊管理者が見つからず、空き家があっても民泊を始められないという声があり、特に地方における住宅宿泊管理業の担い手確保が課題となっていました。

本改正は、こうした課題を踏まえ、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について…必要な措置を行う」との方針が示されたことを受け、地方における住宅宿泊管理業の担い手確保のため、新たな講習制度を国規則に位置づけるものです。

これまで、住宅宿泊管理業の登録については、不動産関連の2年以上の実務経験や不動産関連の資格を有する者であること又はその者を従業者として有することが、住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件となっていました（法第25条第1項第11号、改正前国規則第9条第1号及び住宅宿泊事業法施行要領）。今般の改正により、講習制度（登録実務講習制度）が新たに規定され（改正後国規則第9条の2から第9条の17まで）、前述の要件に加えて、「管理受託契約の締結に関する実務についての講習であって、国土交通大臣の登録を受けたもの（登録実務講習）を修了した者」であること又はその者を従業者として有することも認められることとなりました（改正後国規則第9条第1号イ）。

登録実務講習制度により、申請者又は申請者の従業者が不動産関連の2年以上の実務経験や不動産関連の資格を有さない場合でも、登録実務講習を修了することにより、住宅宿泊管理者として登録することができるようになります。本改正の施行以降順次、登録実務講習の実施に向けた手続きが進められています。地方部における空き家の有効な活用手段として期待されますので、関連事業者の皆様におかれましては、是非ご活用ください。

〈文責：大西隼人〉